

「行政への入札・契約」時の 手続と負担の整理

内閣府 規制改革推進室
2017年5月18日

1. 契約の方式ごとの手続の流れ

国との契約の方式には、以下(1)～(3)がある。

- (1)一般競争契約:(国が)契約に関する公告をし、一定の資格を有する不特定多数の希望者を競争に参加させ、契約主体(国)に最も有利な条件を提供した者との間に締結する契約方式。
 - (2)指名競争契約:契約主体が、資力信用その他について適当であると認める特定多数の競争参加者を選んで、入札の方法によって競争させ、その中から相手方を決定し、その者と契約を締結する契約方式。
 - (3)随意契約 :契約主体が、契約の相手方を選定するのに競争の方法によることなく、任意に特定の者を選んで締結する契約方式。
- (「官公庁契約法精義」2016より引用)

契約の方式ごとの入札・契約に関する手続は、以下のような流れとなる。

		(1)一般競争契約	(2)指名競争契約	(3)随意契約
競争 の 手 続	競争入札 参加資格 審査	入札に参加しようとする者の申請を待ち、審査を行う。 建設工事の契約については、この審査の前に経営事項審査を受けなければならない。		-
	公告、通知	「公告」により競争を行う旨 を広く周知	各省庁は競争参加者を指名し、 指名する者に「通知」	
	入札	事業者は「入札」により契約の申込み内容を表示		
	開札	入札を開披し、契約の相手方を決定		
随意 の 手 続	相手方決定	-		競争の方法によることなく、 任意に特定の者を選定。 なるべく二人以上の者から 見積書を徴しなければならない。
手 続	契約締結	契約書を作成し、記名・押印を行う。		

2. 「契約の種類」による競争入札参加資格審査の違いについて

各省の公示によれば、競争入札参加資格審査は「物品」「役務」「建設工事」「測量等」という4つの契約の種類がある。

契約の種類には次のようなものがある（各省の公示を基に整理）

-) 物品 : プラスチック製品類・印刷・電子計算機類・事務用品類といった、物品の製造、物品の販売、物品の買受け。
-) 役務 : 広告・製図・調査・情報処理・翻訳・ソフトウェア開発といった、役務の提供等。
-) 建設工事: 土木工事、建築工事、電気工事、河川しゅんせつ工事といった、土木建築に関する工事。
-) 測量等 : 測量、建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタントといった、建設関連業の業務。

競争入札参加資格審査においては、「物品・役務」と「建設工事・測量等」とで、次の違いが存在する。

契約の種類	競争入札参加資格審査の運用状況
物品・役務	<ul style="list-style-type: none">・ 競争入札参加資格は全省庁統一とされている（平成13年4月以降）。資格審査に係る事務、審査基準は、全省庁共通のものが定められており、ある省に申請し資格が認められれば、全省庁に有効な資格となる。 <p>（参考） 資格を有する者は、「統一資格審査申請・調達情報検索サイト」に掲載される。 https://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html</p>
建設工事・測量等	<ul style="list-style-type: none">・ 全省庁統一資格ではなく、各省が資格審査を行っている。（全省庁統一資格はない）・ 「建設工事」の契約については、経営状況、経営規模、技術的能力その他の客観的事項について審査（数値による評価）を受けなければならない。（経営事項審査）

3. 「行政への入札・契約」に係る手続と事業者の負担感の整理

第14回行政手続部会資料等における事業者の個別意見は、「契約の方式」「契約の種類」による手続の違いや、手続の流れを踏まえると、以下のように整理される。

		事業者の行為	事業者の負担感
競争契約時の手続 (入札関係)	経営事項審査 (建設工事のみ)	・経営事項審査の申請	・申請書の作成、添付書類の収集コストが高い (書類が多い、提出書類(情報)が他の手続と重複している、行政機関が保有する情報(社会保険の加入情報、行政から受注した工事の記録等)の提出を求められる等)
	競争入札参加資格審査	・競争入札参加資格審査の申請	・申請書の作成、添付書類の収集コストが高い、非合理である ・省庁、地方公共団体ごとに異なる資格の取得や、手続への対応が必要 (書式・様式の不統一含む)
	入札	・入札情報の入手 ・入札書類の提出	・入札情報がHPに適切に掲載されていないため、役所に取りに行かなければならない ・オンラインで入札手続ができない、やりにくい (一部又は全部の書類の提出が紙、DVDによる等)
	開札 (落札者決定)	・入札結果の把握	・オンラインで入札結果を把握できない
随意契約時の手続	相手方決定	・見積書の作成	
契約の締結時の手続	契約の締結	・契約書、添付書類の提出	・契約書の作成、添付書類の収集コストが高い ・オンラインで契約できない (紙で契約書を交わす必要がある)